

京都市教育長訓令甲第2号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

京都市教育長 稲田新吾

第3条第2項中「新普通科系高校開設準備室長，新美工開設準備室長」を「開建高校開設準備室長，美術工芸高校開設準備室長，北総合支援学校分校開設準備室長」に改め，同条第12項中「新普通科系高校開設準備室長又は新美工開設準備室長」を「開建高校開設準備室長，美術工芸高校開設準備室長又は北総合支援学校分校開設準備室長」に改める。

附 則

この訓令は，令和4年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)